

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

電信写

08 023

大 政事外外儀官
人 務務 典房
次次
出 秘官官審審長長

政北経環査物 外 研
代ア大大察審 研 長
表大使使大審 長

総儀対国要厚情研
察人国在警史オ図

外 報 官 審 報 際 内 外 報 官

文 長 審 一 二

領 務 長 参 政 保 対 旅 外

総 長 審 総 安 平 企 国

平 審 審 軍 不 原 科

国 長 審 行 専 人 難 地

⑦ 長 審 地 中 東 審 東 西

北 米 長 審 一 二 保

中 陸 長 参 一 二

以 長 参 西 口 東 西 新 洋 二 純

近 了 長 審 一 二 ア ア 一 二

経 長 審 総 漁 国 審 販 埠

参 経 エ 国 一 永 一 経 途 一

参 海 審 準

経 協 長 審 密 関 国 開 無 審 緊 評 授 有 理

条 長 参 参 条 協 関

⑧ 長 審 玉 折 折 調 七 一 二

総 番 号 R107215

主 管

月 22日

韓 国 発

亜 北

平成 7年 5月 22日

本 省 着

外 務 大 臣 殿

山 下 大 使

在韓ひ爆者問題（チョン・サンソクひ爆者協会会長よりの要望）

秘密指定解除

公文書監理室

第1564号 秘 至急（ゆう先処理）

（以下FAX送信 SO7573-02）

秘密指定解除

公文書監理室

SU: 1010 11

1. 19日午後、韓国原爆被害者協会の鄭相石(チョン・サツリ)会長が当館を往訪し、日本政府に対する要望書を手交したところ、この際の鄭会長の発言以下のとおり(当方、武蔵、丸尾対応。要望書の写しを別FAX信にて送付する。なお、右要望書は韓国原爆被害者協会から別途日韓両国政府に送付している由。)

- (1) 韓国原爆被害者協会(以下、協会)として今般要望書を通じて求めているのは、日本人並みの援助である。協会が日本でお世話になっている弁護士によれば、いわゆる被爆者援護法は在韓被爆者を援護の対象から必ずしも除外していない由。また、同弁護士よりは、問題が解決しない場合には国連人権委員会に提訴してはどうかとのアドバイスを受けている。いずれにしても、被爆者は、65年の請求権・経済協力協定で賠償問題が完全かつ最終的に決着がついたことについては承知しているが、被爆者援護の面で差別を受けているという点で感憤のしこりが彼らの間にある。
- (2) 要望書は、別途日本政府に送付しているが、届くかどうか不安であり、仮に届いたとしても日本政府関係者が見てくれるのか、検討してくれるのか心配である。被爆者側としては、右要望書を踏まえて日本政府側と議論がなされることを希望している。日本政府にて検討の上、被爆者側と議論する場を設けて欲しい(これに対し、当方より、ご要望は日本政府に報告する、と述べおいた。)
- (3) (当方の質問に対し) 済川(済州)の健康福祉センターは、28日に着工式を行うこととなっている。右センターが完成すれば80名が収容される予定であるが、センターの運営費のために韓国政府から十分に予算上の手当が行われていないことにつき不満を感じている。治療体制は、軍の医療奉仕者として徴兵令を受けた者のうち、実際に軍の部隊に配属されない者が派遣されて簡単な治療にあたることとなろう。看護婦は1名程度配属されるのではないかと考える。

秘密指定解除

公文書監理室

秘

SO: 7573 - 12

2. いわゆる被爆者援護法によれば、在韓被爆者のうち、日本国内の短期滞在者が適用対象者となっているが、これに関して在韓被爆者から照会が出てくることが予想されるため、これに対する応答振りを用意する必要があると思われる。ついては、右応答振りにつき検討の上、回答願いたい。

(了)

S07574

FAX信

秘密指定解除
公文書監理室

秘



総 番 号 R107216

主 管

月 22日

韓 国 発

亜 北

平成 7年 5月 22日

本 省 着

外 務 大 臣 殿

山 下 大 使

在韓ひ爆者問題（チョン・サンクひ爆者協会会長よりの要望）

FAX信 秘 至急（ゆう先処理）

（以下FAX送信 S07574-05）

秘密指定解除

公文書監理室

SO: 7574 =/

要 望 書

往電第 号別FAX信

〈外國(韓國)居住原爆被爆者對策に關する要望〉

私達は、太平洋戦争の末期 1945年8月6日と 8月9日に 廣島、長崎に 在住して 世界最初の核兵器である 原子爆弾に被爆した 韓國人被爆者であります。

〈表1〉 在日韓國人被爆者數 (日本内務省警保局-1945年 調査)

年 代	在 日 韓 國 人 數	當時 韓國人 被害 現況(推定)					
		地 名	被爆者總數	死 亡 者	生 存 者	歸 國 者	日本殘留
1930年	298,091名	廣 島	70,000名	35,000名	35,000名	30,000名	5,000名
1937年	799,865名	長 崎	30,000名	15,000名	15,000名	13,000名	2,000名
1942年	1,625,054名						
1945年	2,365,263名	計	100,000名	50,000名	50,000名	43,000名	7,000

そして 故郷に 歸った 43,000名のうち 半世紀 50年の 間に 多く 死亡し 未だに 生き残っている 者のうち、その 存在が 明らかになり、韓國原爆被害者協會に 登録している 者の 數は 次の 通りです。

〈表2〉 年齢別 人員現況

年 令 別	人 員	比 率	備 考
55才 以下	709名	30.2%	①1994年 12月 31日現在現況 ②生活基礎が 中流程度 或いは 其他の 事情の爲 出現を 拒否する 人 又 認定の 明白な 説明が 出來ない 人の 數は 把握出來ず ここには 含まれて いません。
56才~65才	747名	31.8%	
66才~75才	699名	29.8%	
76才~85才	173名	7.4%	
86才 以上	20名	0.8%	
計	2,348名	100%	

私達 生き 残った 43,000人の 被爆者は

- ①着のみ 着のままで 歸國をし、生活の 基礎も なかったために 最下層 生活を 強いられ
- ②負傷、放射能 等に 起因する 健康 上の 被害を 抱えながらも 生活困難 等の 爲に 正常な 治療も 受けられないままに多くの者が 死亡し
- ③現在 生き 残っている 人も 就勞關係 又 子供の 結婚問題などで 忌避されるのを憂い 被爆者で ある ことを 隠しながら 運命を 恨み 世間を 罵り 残り いくばくもない 生を 續けて います。

長くて 10~20年 后には 皆 亡くなるでしょう。

秘密指定解除

公文書監理室

SO: 7574 - 2

そこで、被爆50周年を迎えるに当たり、以下の要望について日本政府関係者各位が、眞摯にご検討下さり、在韓被爆者問題の一日も早い解決に向けご盡力下さるよう、切にお願い申し上げます。

〈要望 1〉 韓国の現生存被爆者への「被爆者援護法」の適用を求めます。

日本でも戦争の際に数多くの死傷者が生じましたが、日本政府では、その中でも原爆被爆者に対しては優先的に特別法を制定してある程度積極的な援護対策に取り組んでいます。

それは、世界最初の被爆国として、國の責任において原爆の投下の結果、生じた特殊な被害などに鑑みて、高齢化する被爆者を援護し、死没者の犠牲を銘記することによって、核兵器の廃絶、原子爆弾の惨禍が繰り返されることのないよう、恒久の平和に至らせたいという思いであり、極めてまっとうな人道的措置であると、我々も確信いたします。

我々韓国被爆者も人類初の原爆犠牲者であり、また、歴史上最後の被爆者となることを痛切に念願しています。

然れば日本國で同じ場所、時期に、一緒に、被爆を受けた人には平等なる援護を施行するのが當然と言えるのに、その法の適用を日本國內居住者にだけ止め在外居住被爆者を除外するのは不当なことと思います。

そこで、まず初めに、生存する在韓被爆者に対する援護に関して以下のような要望を行います。

一、①日本國の責任において開始された戦争の過程で原子爆弾の投下がなされ、

②日本政府は、その結果生じた死没者の尊い犠牲を銘記し、放射能に起因する特殊な健康被害に対する医療及び高齢化の進行する被爆者への福祉を向上させるために、様々な援護に取り組んでいます。

③その援護策は再びこのような惨禍が繰り返されないよう核兵器の究極的廃絶を全世界に訴え、世界の恒久平和を確立することを目標としていることは、新「被爆者援護法」にも明記されている通りです。

そうした観点に立つならば、日本國居住者は勿論外國居住被爆者にも同等の援護をするのが理論人道に当然でありましょう。

もし日本がそうした場合、被爆50年のときを迎えて、世界の人人は日本の新たな強い決意を稱讃と喝采と拍手をもって歓迎することでしょう。

二、①在外被爆者を人数の上から見るならば、韓國居住者2,300餘名、米國等諸外國を合せて700~1,000餘名と見積もつても、全部で約3,000名であり、日本國內被爆者333,000餘名の約1%であり

秘密指定解除

公文書監理室

SO: 7574 - 3

②在外被爆者にも 日本国内被爆者と同様の 援護策を行う 場合、財政上からみても 日本國の 年間被爆者 予算額 1,451億円の 1% 14億円で 行うことができます。 又 この 援護は、被爆者の高齢化や 死亡にともない 年年 減少し 10~20年 后には 消滅する 時限付である 事は 當然と 言えましょう。

三. 以上 一、二で 述べてきた 我々の 考えに 基き、「被爆者援護法」による 医療費の 支給、諸手當の支給などの 各種援護策ならびに、今度 新たに 施行される 「特別葬祭給付金」の 支給が 在韓被爆者を 始めとする 在外被爆者にも 行われるよう、同法の 適用範圍の 拡大を 求めます。 なんらの 形式、名目に拘ること無く、人道的 深い 愛情を 發露して、我等 在外被爆者にも 日本居住人なみの 待遇を 與えることを 強く 要望 致します。 日本人と同等の 政策が 實行されることに 依って、私達 在韓被爆者も 今までの 恨みを 忘れ 他人より 長生してよかったと 笑ひながら 死を 待つことができるので ございましょう。

〈要望 2〉 戦後補償による 根本的 解決を 求めます。

次に 我々韓國被爆者に 對する 補償問題について 述べます。

外國被爆者 中 特に 韓國居住被爆者は、

①日本の 侵略に よって 國を 滅ぼされ、生きるために 廣島や 長崎に 渡っていたので あり、また 戦争の ための 徴兵、徴用に よって 廣島や 長崎に 強制連行され 被爆しました。

即ち 本人の 自由意思、選擇によらずしての 被害なれば、そうせしめた 日本國が 補償すべきで あります。

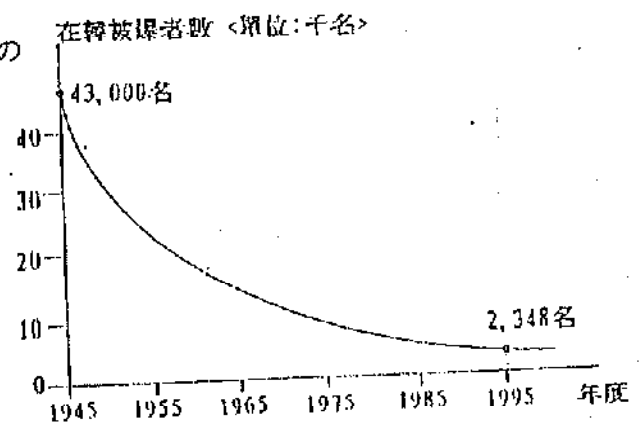
それゆえに 我等は 韓國原爆被害者協會 結成以來、今日まで 30年間 その 補償を 要求し續けて きました。

その 補償額を 以下の 試算に よって 提示します。右表の 如く 減少したと 想定すれば 50年の 間 710,000延年名が

被爆の 苦しみを 續けた ことになり 1995年 基準して

1995年 予算額 ÷ 在日被害者數 × 在韓延年數 = 約 3,000億円
(145,154,702,000円) (333,812名) (約710,000名)

になります。(これは 韓國原爆被害者協會が 1987年に 「23億ドルの 報償請求」 として 日本政府に 要求したものと 同義の 要求です。)



SO: 7574 - 4

しかし 今まで 30年餘り、補償問題に 關しては、日本政府が 日韓協定など 色色の理由で 責任回避を續けているために 未だに 結末が 出ない 状態です。

〈要望 1〉で 述べました 様に、私達は 高齢化して 死にぎわに 立っている このとき、焦りと 悲痛の 切迫した 感情で 補償問題は 後廻しにしても 生存中の 間だけでも 日本人並みに 援護して 下さる 事を 要望 致しました。

しかし、根本的には 奪われた 我々の 人権を 取り 戻すためには 日本政府による 戦後補償がきちんと 果たされることを 強く 望んで おります。

〈40億円 支援金の 現状について〉

上の 補償問題と 關聯して 日本政府から 韓國政府に 40億円の 一時支援金(涙金?)が 出ましたことは まことに 有難く 存じます。

兩政府側の 合意に 依れば 40億円の 使い 途については 治療と、療養 “センター”の 建立等 ですが 私達 被爆者は

①治療費 支給の 適用範囲を 日本の レベルに合わせると、40億円はすぐに 使い 盡くされてしまうので、漢方薬服用、鍼灸 及び CT、MRI、カン検診や 白血病 など 重病者の 治療等については 制限を 設けて、韓國の醫療保險法に 依る 自己負擔分 だけを 受持つよう節約し

②センター建立を 遅らせて その 資金を 残して する その 利子で、市井購入の 藥代や 通院時のバス代などに あてるための 診療補助費 月10萬ウォン(約1萬円)の 現金を 各被爆者に 支給するように 苦肉策を 案じました。

この診療補助費も 「日本からの 援助です」と 言って 支給することに より、被爆者たちの 長年にわたって つのった 日本に 對する 怨みを 少しでも 薄らげたい 一念から始めたものでした。

しかし いつまでもそうしている 譯には 行きません、遅まきながら 今は センター 建立に着手、工事を 進行中で、まもなく 「40億円」も 無く なります。

日本では、「40億円」で 在韓被爆者問題は 終わったと 思われているかも知れませんが、「40億円」は あと 2~3年でなくなります。しかし 我々は その後も 生きてゆかねば なりません、どうか この現實を しっかりと 認識して ください。

〈結 論〉

被爆 50年 半世紀を 過ぎるに 當たり、老衰した 在韓被爆者たちは 生きて いる 間 だけでも “日本人並みに” 保健、醫療 及び 福祉にわたる 援護を受け、 “生きていて 良かった”と 笑顔でも 見せて 死に 臨む ことが できますように お願い 致します。

秘密指定解除

公文書監理室

SO: 7574 - 5

我我にまでそうして 下されば 世界平和を 念願する 世界の 國國人人は 日本の
断を 歡呼の 聲で 稱讃するでしょう。

再三再四 要請 致します。

なにとぞ 御配慮 後、我我の切なる 要望に 對して しかるべき 御回答 下さる ことを
願います。

天神 大震災の あとの 復興など 國事多忙のとき 一層の 御健勝を 祈ります。

- 敬具 -

1995.

社團法人 韓國原爆被害者協會 會員一同

會長 鄭 相 石

(3)